

箕面市いじめ防止対策推進協議会条例

制定 平成二十七年三月二十七日箕面市条例第四号

（設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項及び第三項並びに第三十条第二項の規定に基づき、箕面市いじめ防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、又は連絡調整する。

- 一 いじめの防止等のための対策に関する事項
- 二 法第二十八条第一項に規定する重大事態への対処に関する事項
- 三 いじめ、体罰その他児童等の教育に関して生じた問題の調整に関する事項

四 法第二十八条第一項の規定による調査の結果に関する事項

2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。

3 協議会は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

（組織）

第三条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員会が任命した委員をもって組織する。

- 一 教育関係者
- 二 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者
- 三 学識経験者

四 関係行政機関の職員

2 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、第一項各号に掲げる者のうちから委員会が任命する。ただし、前条第一項第四号に掲げる事項を調査審議させる臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了する時までとする。ただし、その任期は、二年を限度とする。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十一の項」を「六十二の項」に、「六十二の項」を「六十三の項」に改める。

別表中六十二の項を六十三の項とし、五十の項から六十一の項までを

一
項
ず
つ
繰
り
下
げ、
四
十
九
の
項
の
次
に
次
の
よ
う
に
加
え
る。

五十	
箕面市いじめ防止 対策推進協議会	
臨時委員	委員
日額	
八、 九〇〇円	八、 九〇〇円